

様式 1

事業報告書
(自 令和 2 年 10 月 1 日 至 令和 3 年 9 月 30 日)

1. 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 一井歯科医院
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 滋賀県野洲市富波甲 1158 番地の 5

(3) 設立認可年月日 平成 5 年 3 月 31 日

(4) 設立登記年月日 平成 5 年 4 月 12 日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	一井 彰人	診療所管理者
理事	一井 寿美代	
同	一井 幸一	
監事	濱岸 末雄	

2. 事業の概要

(1) 本来業務

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人社団 一井歯科医院	野洲市富波甲 1158 番地の 5	

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3 年 9 月 25 日 第 30 期予算の決定

令和 2 年 11 月 25 日 第 28 期決算の決定

様式2

法人名 医療法人社団 一井歯科医院
 所在地 滋賀県野洲市富波甲1158番地の5

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

財 産 目 録
 (令和3年 9月30日現在)

1. 資 産 額	4,229 千円
2. 負 債 額	26,478 千円
3. 純 資 産 額	△ 22,249 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	2,116
B 固 定 資 産	2,113
C 資 産 合 計 (A + B)	4,229
D 負 債 合 計	26,478
E 純 資 産 (C - D)	△ 22,249

土 地 (<input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (<input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-2

法人名 医療法人社団 一井歯科医院
 所在地 滋賀県野洲市富波甲1158番地の5

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

貸 借 対 照 表
 (令和3年 9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	2,116	I 流動負債	24,628
II 固定資産	2,113	II 固定負債	1,850
1 有形固定資産	1,919	負債合計	26,478
2 無形固定資産		純資産の部	
3 その他の資産	193	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	△ 32,249
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	△ 22,249
資産合計	4,229	負債・純資産合計	4,229

様式4-2

法人名 医療法人社団 一井歯科医院
 所在地 滋賀県野洲市富波甲1158番地の5

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

損 益 計 算 書
 (自 令和2年10月 1日 至 令和3年 9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	15,101
2 事業費用	20,590
本来業務損失	△ 5,488
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務利益	
事業損失	△ 5,488
II 事業外収益	1,096
III 事業外費用	23
經常損失	△ 4,415
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純損失	△ 4,415
法人税等	72
当期純損失	△ 4,488

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 一井歯科医院
理事長 一井 彰人 殿

私は、医療法人社団 一井歯科医院の令和2年会計年度(令和2年10月1日から令和3年9月30日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和3年11月25日
医療法人社団 一井歯
監事 濱岸 末